

◇番号：202401

◇研究機関名	東京大学	◇不正の種別	謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出
◇不正が行われた年度	平成 27 年度～令和 2 年度、令和 4 年度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 5 月 9 日
◇不正に支出された研究費の額	1,925,940 円	◇不正に関与した研究者数	1 人 ※その他元事務補佐 2 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

大学院総合文化研究科の教授に対する研究費の不正使用の疑いに関する通報が、令和 4 年 7 月 25 日に文部科学省より東京大学に回付され、令和 4 年 7 月 27 日に東京大学は当該通報を受理した。

【調査に至った経緯等】

「国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続きに関する規則（現在の規則名称）」に基づき、通報内容を踏まえ予備調査した結果、本調査を実施するに値する信憑性・合理性があるものと判断し、令和 4 年 8 月 23 日、調査の開始を決定し、令和 4 年 8 月 30 日、調査委員会を設置して調査を開始した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・ 調査期間
令和 4 年 8 月 30 日から令和 6 年 3 月 19 日まで
- ・ 調査対象
調査対象者：当該教授 1 名及び元事務補佐 2 名
調査対象経費：平成 27 年度から令和 4 年度までの当該教授に関わるすべての研究費
- ・ 調査方法
当該教授に関わる支出関係証憑書類の精査、書面照会による事実確認及びヒアリングの実施

◇調査結果

【不正の種別】

謝金の目的外使用及び不正な支出
旅費の不正な支出

【不正の具体的な内容】

- ・ 内容
謝金の目的外使用及び不正な支出
大学院生等に対する授業補助の対価、旅費の立替払の精算、実験・測定補助等の対価、元事務補佐に対する残業代の支出等として、謝金の目的外使用及び不正な支出があったことが認められた。

旅費の不正な支出

自家用車またはレンタカーを使用した出張について、実際の交通手段と異なる旅費の不正な支出があったことが認められた。

・動機、背景

当該教授が、研究費の支出の手続に関する学内手続きに対する認識が不十分で、同研究室の研究費にかかる支出の手続を漫然と元事務補佐に任せていた。元事務補佐は、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールの理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかった。

・手法

主として、元事務補佐による研究費の支出手続きによるものであり、次のとおり行われていた。

<謝金>

・大学院生等に対する授業補助の対価及び旅費の立替払の精算、実験・測定補助等の対価、元事務補佐の残業代相当額を、該当する費目による支出手続きをすることなく、謝金の支出手続きに置き換えて処理をしていた。

・元事務補佐に対する事務作業等の対価として、実際に労務を提供したことが確認できる時間以上の時間に相当する謝金が支出されていた。

<旅費>

・自家用車またはレンタカーを使用した出張について、必要な事務手続きを経ることなく、実際の交通手段と異なる旅費請求による処理をしていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	924,600円	平成27年度～令和2年度、令和4年度	1人 ※その他元事務補佐 1人
JST委託事業費	816,370円	平成27年度から令和元年度	1人 ※その他元事務補佐 1人
共同研究	81,750円	平成29年度、令和元年度	1人 ※その他元事務補佐 1人
助成金	89,000円	平成29年度、平成30年度	1人 ※その他元事務補佐 1人
運営費	14,220円	平成28年度	1人
計	1,925,940円		3人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

当該教員及び元事務補佐によって不正に支出された研究費は、授業補助及び実験・測定補助等の謝金、自家用車等の使用による旅費として使用されており、私的流用及び還流行為があったとは認められない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教授においては、研究費の支出の手続に関する学内手続きに対する認識が不十分で、同研究室内の研究費にかかる支出の手続を漫然と元事務補佐に任せていたことにより、研究代表者として研究費の管理責任としての責務を著しく怠っていたと判断した。

元事務補佐においては、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールを理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 当該教授

・当該教授は、自身に事務的な過誤が多いとの認識のもと、研究費の支出の手続に関する学内手続きに対する認識が不十分で、研究費の支出の手続を漫然と元事務補佐に任せ一方、事務補佐の勤怠管理といった適正な事務処理を行う体制を構築できているかの確認を怠り、研究室としての事務補佐の体制を整備できていなかった。また、研究費の予算執行状況について、内訳等の詳細を確認することなく、研究代表者として研究費の管理責任の責務を著しく怠っていた。

② 元事務補佐

・元事務補佐は、当該教授から研究費の支出の手続を任されていたことから、適正な手続でないことを認識しながら、自ら当該教授の署名押印を行うなどして目的外の業務を謝金として支出したり、実際に労務を提供した時間以上の作業時間の出勤表を作成したりするなどしていた。また、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールを理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかった。さらに、研究代表者や所属部局の事務職員に相談することなく自己の誤った判断で研究費を執行していた。

③部局

・部局では、教職員等に対する研究費の支出や学内手続に関する財務上の知識や情報の提供が十分ではないとともに、研究者等からの相談支援の体制の構築に不十分な点があった。また、謝金等の支出について、リスクの要因や評価をふまえた関係部署におけるチェック体制が十分でなかった。

【再発防止策】

①競争的研究費等の不正使用防止に関する注意喚起及び学内 WEB サイトの充実

当該事案を踏まえた学内全体への注意喚起の実施。また、大学ポータルサイトや部局 WEB サイトにおいて、研究費使用に係る執行管理ルールに関する情報提供の充実。

②競争的研究費等の執行管理に係る説明会等の開催及び更なる啓発の実施

事務担当者及び研究者等の構成員に対する研究費使用に関するコンプライアンス教育を徹底し、研究費等の適切な執行管理のための説明会や研修等を開催。また、研究費不正使用防止に関するリーフレットを構成員へ提供することで、日頃から研究費の適切な使用を意識付け。

さらに、研究費使用ルールをまとめたハンドブックを作成し、構成員へ提供。

③謝金の適切な執行管理の徹底

部局において業務実施者が勤怠管理を適正に管理できるよう、電子媒体による勤怠管理の事例を示し、部局の実態に応じた適切な勤怠管理の実施を要請。

④システム入力者への適正な旅費申請手続き等の啓発

出張旅費システムについては、自動車等を利用する場合の申請項目を新設するなど不正使用防止視点による機能を充実。また、出張旅費システムを使用する教職員に対し、大学ポータルサイト及び説明会等を通じて、適正な手続きを啓発。

⑤機械的・横断的なチェック機能の導入

新たな各種業務システムの導入等の時機を捉えて、例えば納品検収の方法について機械的・横断的なチェック機能を強化したシステムを導入予定。さらに、適時、再発防止策を講じる。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・本件の公表状況（東京大学における公的研究費の不正使用について 令和6年5月27日 東京大学WEBサイトに公表（氏名公表あり））